

マネージメント・レター 258  
平成23年1月以後の扶養控除改正

平成22年度の税制改正において23年1月以後の扶養控除が改正されました。

(1) 税制改正の内容

16歳未満の親族にかかる扶養控除が廃止されました。

16歳以上19歳未満の親族にかかる扶養控除額が従来の63万円(特定扶養親族)から38万円(一般扶養親族と同等)へ引き下げられました。

よって、特定扶養親族の対象範囲が、扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の者とされました。

上記の改正に伴い、平成23年1月以降に支給する給与(賞与)の源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数の算定方法が変わりますのでご注意ください。

(例) 社会保険料控除後の給与等の金額 200,000円

扶養親族 長男 17歳

〃 次男 14歳

改正前

扶養親族の数 2人

所得税 1,500円

改正後

扶養親族の数 1人

所得税 3,080円

扶養親族の数を多くカウントしたまま給与計算をして、そのまま12月まで気づかず行ってしまいますと年末調整で不足額が生じてしまうこととなりますので、生年月日の確認をして扶養控除の対象になるのか確認をしましょう。

 今月のワンポイント 

「1年の計は元旦に有り」

今年の目標をたてましたでしょうか？

計画・準備をしっかり行い、よい1年にしましょう！